

## 熊本県奨学のための給付金交付申請書

(熊本県外の学校用)

記載例

熊本県知事様

基準日(7月1日)以後の  
申請日を記載

令和元年7月10日

次の4点を確認の上、にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。  
 この申請書に虚偽の記載があった場合は、熊本県の求めに従いその全額を即時返還します。  
 私は熊本県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。  
 この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。））の支弁対象ではありません。

熊本県奨学のための給付金の交付を申請します。

申請者住所	〒 862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	ふりがな	しがく たろう
連絡先(電話番号)	- -	申請者氏名	私学 太郎
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他( )	メールアドレス	.

## 【1. 対象となる高校生等について】

ふりがな	しがく じろう	生年月日	昭和 14年 6月 8日 平成
氏名	私学 次郎	学年	2年 課程 全日制 定時制・通信制
在学する学校の名称	高等学校	学校の所在地	都道府県 市区町村 ××区 XX- 現在在学する学校を問わず これまでに給付金を受給した回数 1回
現在の学校における在学期間	学校名 同上	年 月 日 -	同上
過去の学校における在学期間	学校名 立	~ 年 月 日	全日・定時・通信制 課程
	学校名 立	~ 年 月 日	全日・定時・通信制 課程

## 【2. 生活保護の受給状況について】基準日(当年度7月1日)現在の世帯の状況について、該当するものを選択してください。

<input type="checkbox"/>	生活保護(生業扶助)を受給しているため、「生活保護受給証明書」を添付します。
<input checked="" type="checkbox"/>	生活保護(生業扶助)を受給していません。

## 【3. 保護者等の所得の状況について】

(1) 次の者の課税証明書等を提出します。( から までのいずれかの にレ印を付けてください)

就学支援金の受給資格認定申請書/収入状況届出書に記載した内容と同じ内容を記載してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	親権者(両親)2人分
<input type="checkbox"/>	親権者1人分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
<input type="checkbox"/>	未成年後見人 人分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分)(未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)
<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1人分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが住民税所得割が課されるだけの収入を得ている場合 等

課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
私学 太郎	父	私学 A子	母

(2) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。(該当する場合は、にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で住民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---

裏面の【4. 世帯員の状況について】へ進んでください。

生活保護(生業扶助)を受給している場合は【5. 交付申請額】へ進んでください。該当する世帯区分はAです。

通信制生徒の場合は【5. 交付申請額】へ進んでください。該当する世帯区分はBです。

【4. 世帯員の状況について】

〔1.対象となる高校生等〕が通信制生徒の場合は、記入の必要はありません。

1で記入した「対象となる高校生等(本人)」以外に、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合、当該兄弟姉妹を記載する(本人が通信制の場合)

続柄は、1で記入した「対象となる高校生等(本人)」から見た場合

基準日(令和元年7月1日)時点の年齢となるように記入

該当する場合のみ

(該当するものに)	氏名	続柄	生年月日	年齢	学校名・学年 (全日制・定時制・通信制)	備考(該当する場合に)	
						〔1.対象となる高校生等〕と同学年の兄弟姉妹である	扶養されている
私学 A太郎	兄	姉・弟・妹	(西暦) 1999年 6月 10日	20才	大学生 (全日制・定時制・通信制) 2年生		
	兄・姉・弟・妹		(西暦)				
	兄・姉・弟・妹						
	兄・姉・弟・妹						
	兄・姉・弟・妹		年 月 日	才	(全日制・定時制・通信制)	年生	

この記載例の場合、対象となる高校生等(私学次郎)に、23歳未満の扶養されている兄(私学A太郎)がいるので、世帯区分Cとなる。この場合、兄(私学A太郎)の健康保険証の写しを提出する(国民健康保険の場合は、保険証の写し及び扶養誓約書を提出する)。

対象となる高校生等が扶養されている2人目以降の高校生等の場合、扶養されている高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等の場合、通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合は世帯区分C、それ以外の場合は世帯区分Bとなります。世帯区分Cの場合は生徒本人及び兄弟姉妹の扶養状況が確認できる書類(健康保険証の写し等)を添付してください。

【5. 交付申請額】

該当する世帯区分を で囲み、給付金年額を記入してください。

県で審査した結果、記載した交付申請額に誤りがある場合は、県が交付決定した正しい額が支払われます。

交付申請額(年額)  
**138,000** 円

【給付金年額一覧表】

世帯区分		給付金年額
A	生活保護(生業扶助)受給世帯に扶養されている高校生等	52,600円 (通信制も同額)
B	保護者等の住民税所得割が非課税である世帯に扶養されている高校生等	98,500円 (通信制は38,100円)
C	保護者等の住民税所得割が非課税である世帯に扶養されている2人目以降の高校生等	138,000円
	保護者等の住民税所得割が非課税である世帯に扶養されている高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高校生等	
	保護者等の住民税所得割が非課税である世帯で、通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合の通信制以外の高校生等	

世帯区分Cの場合  
扶養の確認書類として該当者の健康保険証の写し、がない場合は、国民健康保険証等該当者の年齢が分かる公的証明書の写し及び別添扶養誓約書を添付してください。

【6. 振込口座の届出】

「奨学のための給付金」の振り込み先口座を記載してください。

申請者以外の者の口座を指定する場合、委任状が必要となります。

口座 振替 払	金融機関名	銀行	支店	預金種目	普通 2 当座 3 貯蓄	
			店番号 × × ×	フリガナ	シガク タロウ	
	口座番号	× × × × × × × ×			口座名義	私学 太郎

振込先金融機関

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義

申請者の名義

キャッシュカードの写し

【7. 受給資格について】(生活保護を受給している場合、以下の誓約についての署名押印は必要ありません。)

私の世帯は、基準日(当年度7月1日)現在で、生活保護法第36条の規定による生業扶助を受けていないこと、及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)」による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないことを誓約します。

生活保護(生業扶助)を受けていないことの誓約ですので、世帯区分の場合は記入が必要です。

申請者氏名

私学 太郎



印

学校受付日 年 月 日